

ちばぎんインターネットEBサービス 〈Web-EB〉（外為サービス）

ISO20022対応版 新画面への移行ガイド

2025年4月

株式会社 千葉銀行



目次

はじめに.....	p.2
1. ISO20022とは.....	p.3
2. 〈Web-EB〉外為サービス 移行スケジュール.....	p.4
3. ISO20022対応版の新画面に追加となる機能.....	p.5
4. お客さまへのご依頼事項.....	p.7
5. お問い合わせ先.....	p.14

付録

付録1	よくあるお問い合わせ
付録2	画面の変更点
付録3	国別留意事項
付録4	ISO20022に対応した日本の住所項目について

はじめに

外国送金の決済ネットワークであるSWIFT（国際銀行間通信協会）から、現在外国送金で使用している電文のフォーマットが2025年11月までに国際規格の新フォーマット（ISO20022）に変更となることが公表されております。

この変更により、より多くの送金に関連する情報を送受信可能となり、取引情報のビジネスへの活用が可能となります。また、フォーマットの統一による送金取引の迅速化も期待されています。

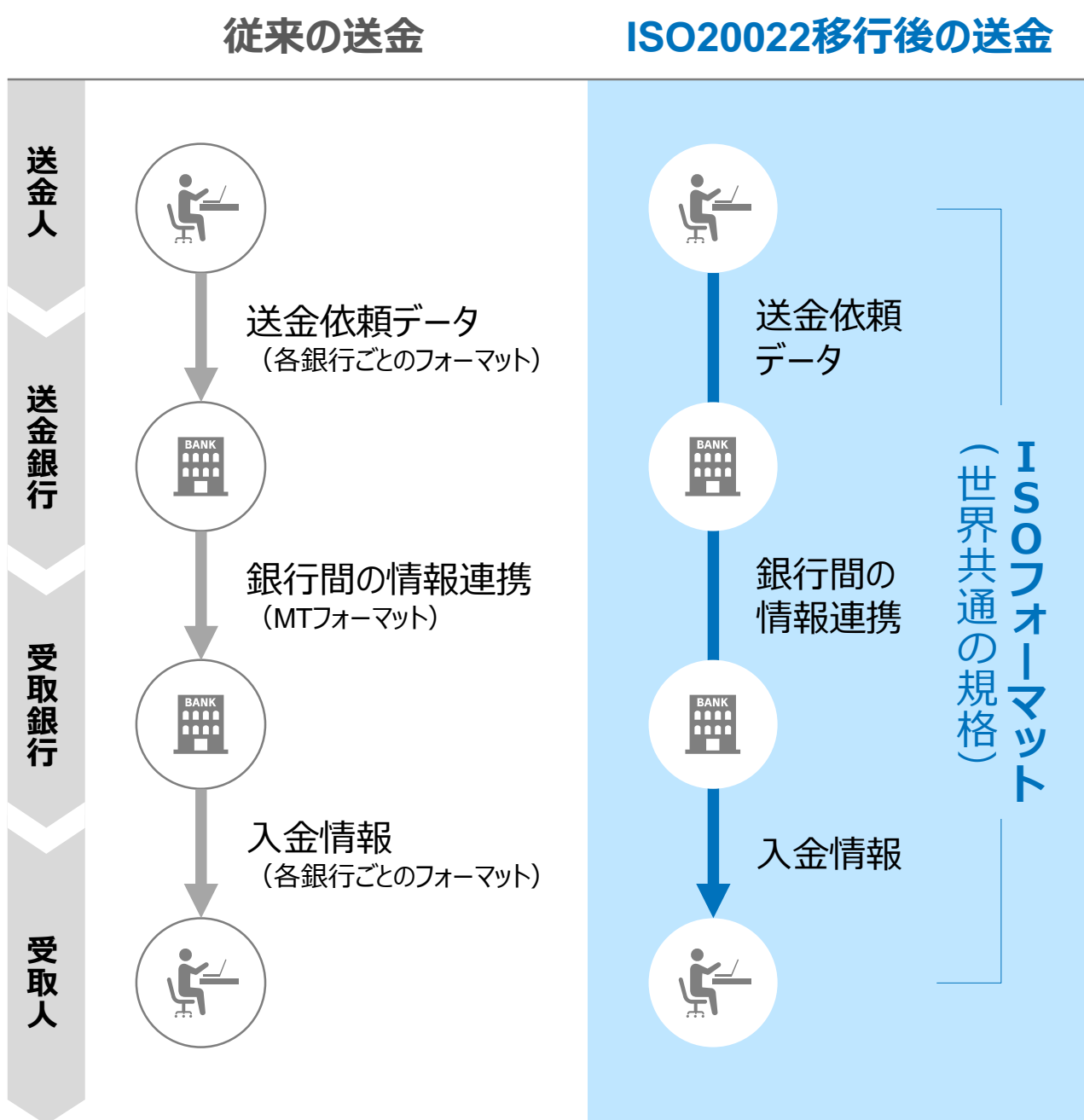
新フォーマットへの変更に伴い、**インターネットバンキングの画面（入力項目）が変更**となります。また、**ご登録情報を変更いただく等の対応が必要**となります。

本資料では、フォーマット変更に伴う対応（ISO20022対応）の概要や、インターネットバンキングにおける画面や機能変更点、お客さまにてご対応いただく内容をご案内いたします。

1. ISO20022とは

ISO20022とは、国際標準化機構が定める金融通信メッセージの国際規格です。2025年11月までに外国送金のフォーマットがISO20022のフォーマットへ移行されます。

ISO20022への移行により、外国送金電文が従来のMTフォーマットからMXフォーマット（XML形式）という世界共通の規格に変更され、現行より多くの送金関連情報を授受可能となります。

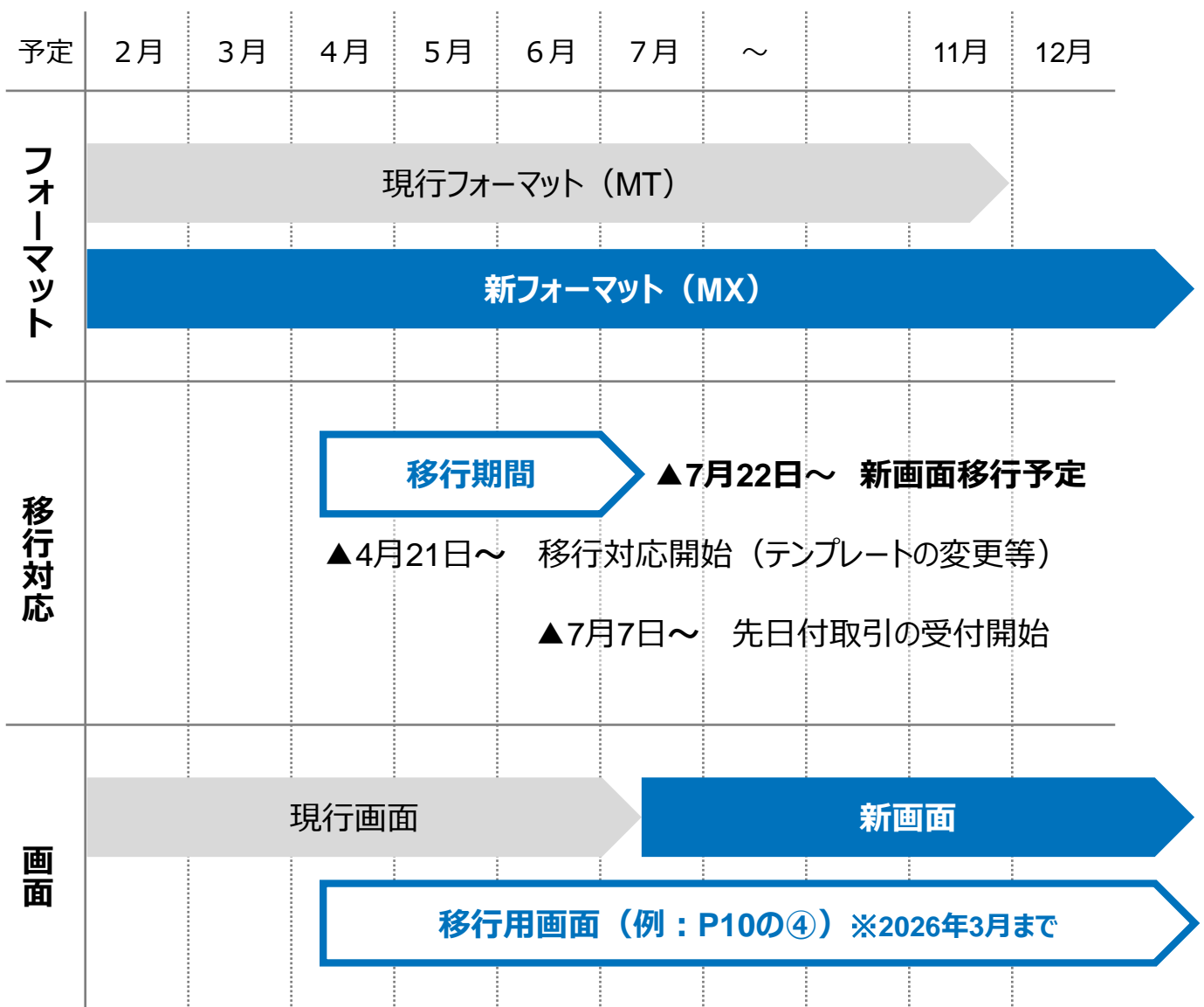


2. 〈Web-EB〉外為サービス移行スケジュール

2025年11月以降は現行フォーマットが使用できなくなるため、「〈Web-EB〉外為サービス」では、2025年7月までに現行フォーマットを廃止し、新フォーマットへ移行する予定です。

移行後は画面が変更となり、これまでご利用いただいていた仕向送金のテンプレート等がご使用いただけなくなります。そのため、**2025年4月21日～7月18日（予定）を事前移行期間とし、お客さまにテンプレートの移行等の対応を実施いただきます。**対応内容の詳細は、p.7の「お客さまへのご依頼事項」をご参照ください。

新画面移行日以降を送金指定日とする仕向送金取引（先日付取引）は、2025年7月7日より依頼いただけます。依頼方法は、p.13の「新画面移行日以降を送金指定日とする仕向送金取引の依頼方法」をご参照ください。



3. ISO20022対応版の新画面に追加となる機能

新画面移行に伴い、新機能をお使いいただけるようになります。

1. BIC/IBAN検索

- 従来、銀行名等の銀行情報は全て手入力いただいておりましたが、ご入力いただいたIBANコードまたはBIC（SWIFT）コードから銀行情報を取得し、自動で反映する機能を搭載いたしました。

The screenshot shows a form titled "送金先銀行 (CREDITOR AGENT)". On the left, there is a field for "受取人口座 (CREDITOR ACCOUNT)" with a red "必須" (Required) label. The main form area has two sections:

- IBANコード** (IBAN Code): Includes a "IBANから銀行情報取得" (Get bank info from IBAN) button. Text: "IBAN採用国の場合、必ずこちらに入力ください。(スペース区切りなし英数字のみ) 口座の実在確認はできませんので、銀行情報が取得できた場合もタイプミスや桁数相違がないか十分ご確認をお願いいたします。"
- その他の口座番号** (Other account numbers): Includes fields for "店番" (Branch) and "口座番号" (Account number). Text: "IBANコード以外はこちらに入力ください。「国内向電信送金」を選択された場合は「店番」が必須となります。電文上では「店番」と「口座番号」の間を「-」（ハイフン）で連結し受取人口座として発信されます。"

Below these sections is a **BIC (SWIFT) コード (BICFI)** field with a "BICから銀行情報取得" (Get bank info from BIC) button and a "銀行情報を入力して検索する" (Search by entering bank info) button. Text: "BIC (SWIFT) コードを保有している金融機関の場合は「BIC/IBANから銀行情報取得」をご利用ください。「銀行情報を入力して検索する」からの入力は返金等のリスクがあるため推奨しておりません。"

At the bottom right, there is a "直接入力する" (Direct input) button. A callout box explains: "BIC (SWIFT) コードを保有していない金融機関への送金の場合は 直接入力" (For remittance to financial institutions that do not have BIC (SWIFT) codes, use direct input).

- ◆ BIC（SWIFT）コードを保有している金融機関へ送金される場合、**BIC（SWIFT）コードのご入力**が必須となります。銀行名等の銀行情報は「BICから銀行情報取得」または「IBANから銀行情報取得」にて自動反映される機能をご利用ください。
- ◆ IBAN採用国へ送金される場合、受取人口座番号としてIBANコードをご入力ください。
- ◆ お受取人さまから指定されたBIC（SWIFT）コードは外国送金を処理する部署となっていることもありますので、受取人口座の支店情報と一致しないことがあります。
- ◆ BIC（SWIFT）コードがご不明の場合は、お受取人さまにご確認をお願いいたします。
- ◆ 「付録1 よくあるお問い合わせ Q8およびQ9（p.16）」もご参照ください。
- ◆ 「**銀行情報を入力して検索する**」機能でBIC（SWIFT）コードを選択された場合、正確な送金ルートを選定できず**着金の遅延や手数料を差し引かれて返金される等のリスク**がありますので、ご利用は推奨しておりません。

2.取引照会期間の延長

- 従来1年間としていた取引の照会期間を、10年間に延長いたします。
- 取引後、1年を経過した取引については、「取引照会 [長期保存]」からPDFファイルにて取引内容や計算書等の照会が可能です。

仕向送金の照会

取引照会 >	仕向送金の取引を照会することができます。
取引照会 [長期保存] >	仕向送金の長期保存取引を照会することができます。

- 各取引の添付書類ファイルについても、照会期間延長の対象となります。
- 対象のお取引は下記のとおりです。

お取引	照会メニュー
仕向送金	取引照会
	決済明細照会
外貨預金	取引照会
	振替明細照会
輸入	取引照会
	手数料明細照会
被仕向送金	取引照会
	入金明細
為替予約	取引照会
各種手続き	各種手続きの照会

4. お客さまへのご依頼事項

2025年4月21日～2025年7月18日を新画面への移行期間とさせていただきます。本期間中に、下記手順にて既存のテンプレートを新フォーマットへ移行していただきます。また、当行にて登録させていただいたお客さま情報のご確認をお願いいたします。

必ずご対応ください

STEP.

1

お客さま情報のご確認

p.8

- 「送金依頼人情報」を新たに登録しておりますので、必ず登録内容をご確認ください。

必要に応じてご対応ください

STEP.

2

新フォーマットのテンプレートへの移行

p.9

- 仕向送金のテンプレートを登録されているお客さまは必要に応じて移行のご対応をお願いいたします。



テンプレートを移行しない場合、**新画面移行後に現在お使いのテンプレートがご利用いただけなくなります**ので、ご対応を推奨させていただいております。

- 「受益者情報」「依頼人情報」「送金目的情報」をご登録されているお客さまや、過去にご依頼いただいた取引から複写作成ボタンを利用し、送金依頼を作成いただいているお客さまは「ご参考① (p.11)」、「ご参考② (p.12)」もご確認ください。

対応概要

必ずご対応ください

- 新フォーマットではお客さまの住所を下図のとおり細分化する必要があるため、当行にて現在ご登録済みの英文住所情報に基づき「送金人情報」の項目別に登録しております。
- 移行期間内に、企業情報が正しく登録されているか、トップ画面の各種管理メニュー＞企業情報＞「照会・変更」の送金人情報をご確認ください。

※登録項目に相違がある場合は、「Web－EB外為サービス ISO20022移行サポートデスク（p.14）」までご連絡ください。

（ご連絡いただきたい内容の例）

例①：「フロア」に登録されている住所は、正しくは「部屋番号」に該当します。

例②：「建物名」に登録されている住所の中で、〇〇は「フロア」に該当します。

※登録住所のご変更をされる場合は、当行お取引店までご連絡ください。

送金人情報



送金人名	GAITAME CO,LTD.
送金人国名	JP 日本
送金人住所	
部門名	E-BUSINESS DIVISION
サブ部門名	
番地または通り名	1-1-1,MITA
建物番号	
建物名	MITA BUILDING
フロア	
私書箱	
部屋番号	
郵便番号	1112222
市区町村または都市名	MINATO
特定地区名	
特定地域名	
都道府県または州・省	TOKYO
送金人取引主体識別子	
金融機関名	GAITAME BANK
店名	HEAD OFFICE

住所項目の細分化の考え方については、「付録4 ISO20022に対応した日本の住所項目について」（p.33）に掲載しております。

対応概要

必要に応じてご対応ください

- 現行フォーマットにて登録済みのテンプレートを、新フォーマットへ移行していただきます。
- **新画面のリリース前後の2025年7月～8月は、お問い合わせ先（p.14）のお電話がつながりにくくなる場合もございますので、お早めに移行していただくことをお勧めいたします。**

テンプレート移行手順（現行フォーマットから新フォーマットへの移行）

- ① トップ画面メニューから「仕向送金」を押下
- ② 仕向送金のISO20022移行>「テンプレートの移行」を選択

仕向送金のISO20022移行

送金依頼 [画面入力]



ISO20022移行後のフォーマットで仕向送金の先日付取引を依頼することができます。

テンプレートの移行



仕向送金取引のテンプレートをISO20022移行後のフォーマットに変更することができます。

- ③ テンプレート一覧から移行するテンプレートを選択（登録名称のリンクを押下）

④ 移行前情報を参照して移行後情報を入力

受取人 (CREDITOR) 移行前 (現行) の情報

受取人名 (NAME) 必須	<input type="text"/>
受取人国名 (COUNTRY) 必須	<input type="text"/>
受取人住所 (POSTAL ADDRESS)	<input type="text"/>
移行前	MITA BUILDING 999, MITA 9-9-9, MINATO-KU, TOKYO
移行後	
部門名 (DEPARTMENT)	<input type="text"/>
サブ部門名 (SUB DEPARTMENT)	<input type="text"/>
通り名・番地 (STREET NAME)	<input type="text"/>
建物番号 (BUILDING NUMBER)	<input type="text"/>
建物名 (BUILDING NAME)	<input type="text"/>
フロア (FLOOR)	<input type="text"/>

移行後の項目
(移行前の情報を参考に
新フォーマットに入力)



移行にあたり、修正・追記等が必要な対象項目は下記のとおりです。
真の送金依頼人／受取人／最終受取人／送金先銀行／経由銀行／
送金目的・許可等／受取人へのメッセージ／現地当局宛て報告事項



各項目の入力に際してのご案内やご留意事項は、
「付録2 画面の変更点」および「付録3 国別留意事項」に
掲載しておりますので、必ずご確認ください。

※2025年2月現在での情報となります。

- ◆2025年11月までは新フォーマット移行前の金融機関も存在するため、今後、別の入力項目への変更または金融機関個別の入力指示が発生する可能性があります。
- ◆テンプレートの修正等のご対応をいただく可能性もございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

⑤ 入力が完了したら「 内容確認 > 」に進み、確認後「 実行 > 」を押下

「受益者情報」「依頼人情報」 「送金目的情報」のテンプレート登録

- 新画面移行後は、事前登録情報はテンプレート機能のみとなり、現在登録されている「受益者情報」「送金目的情報」はご利用できなくなります。（輸入信用状開設についても「受益者情報」「依頼人情報」が廃止となります。）
- 「受益者情報」「送金目的情報」の情報を残す場合は、下記の手順で現行フォーマットのテンプレートを新規登録いただいてから、STEP2の新フォーマットのテンプレートへの移行をお願いいたします。



移行期間中は新フォーマットでのテンプレート新規登録ができません。そのため、移行期間中に新フォーマットでのテンプレートを新たに作成されたい場合は、現行フォーマットで登録後、新フォーマットへの移行を実施いただく必要がございます。


- ① トップ画面メニューから「仕向送金」を押下
- ② 仕向送金テンプレートの管理>「テンプレートの登録」を選択

仕向送金テンプレートの管理

テンプレートの登録



仕向送金の取引をテンプレート登録することができます。

- ③ 受取人入力欄の「 受益者情報」を押下し、テンプレートに登録したい内容を選択・反映
- ④ 受益者情報以外の部分も入力し、「内容確認」ボタンを押下
- ⑤ 内容確認画面で確認後、「実行」ボタンを押下




「送金目的情報」についても手順は同様となります。
仕向送金テンプレートの登録方法について記載しておりますが、輸入信用状についても「受益者情報」「依頼人情報」がご利用できなくなりますので、必要に応じてテンプレートに登録願います。



- 新画面移行後は、移行前に行った取引から複写作成ボタンを利用し、送金依頼を作成することや、テンプレートへの保存ができなくなります。必要に応じて、下記の手順で過去のお取引を現行フォーマットのテンプレートにご登録いただいてから、STEP2の新フォーマットのテンプレートへの移行をお願いいたします。

- ① トップ画面メニューから「仕向送金」を押下
- ② 仕向送金の照会>「取引照会」を選択

仕向送金の照会

取引照会

仕向送金の取引を照会することができます。

- ③ 照会結果からテンプレート登録する取引を選択（受付番号のリンクを押下）
- ④ 取引詳細画面の最下部の「 テンプレート保存」を押下
- ⑤ 登録名称（全角半角33文字以内）を入力し、「」を押下

テンプレート情報

登録名称

必須

仕向送金テンプレート01

新画面移行日以降を送金指定日とする 仕向送金取引（先日付取引）の依頼方法

- 2025年7月7日より、新画面移行日以降を送金指定日とする仕向送金取引（先日付取引）を依頼いただけます。依頼方法は下記をご参照ください。

- ① トップ画面メニューから「仕向送金」を押下
- ② 仕向送金のISO20022移行>「送金依頼 [画面入力]」を選択

仕向送金のISO20022移行

送金依頼 [画面入力]



ISO20022移行後のフォーマットで仕向送金の先日付取引を依頼することができます。

- ③ 依頼内容をご入力



先日付取引の依頼画面は、通常の依頼画面とは別画面となります。通常の依頼画面から新画面移行日以降を送金指定日とする仕向送金取引をご依頼いただいた場合、エラーとなりますのでご注意ください。



各項目の入力に際してのご案内やご留意事項は、「付録2 画面の変更点」および「付録3 国別留意事項」に掲載しておりますので、必ずご確認ください。

※2025年2月現在での情報となります。

- ◆2025年11月までは新フォーマット移行前の金融機関も存在するため、今後、別の入力項目への変更または金融機関個別の入力指示が発生する可能性がございます。
- ◆テンプレートの修正等のご対応をいただく可能性もございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

5. お問い合わせ先

- 新画面（新フォーマット）への変更に関するご不明点や、移行対応でお困りのことがございましたら、下記までご連絡ください。

Web – EB外為サービス
ISO20022移行サポートデスク
0120-200-574

受付時間：平日9:00～17:00（ただし、土日・祝日・12月31日～1月3日除く）

※ 上記は、移行に伴う臨時的なお問い合わせ先となります。

期間：2025年4月21日（月）～2025年9月19日（金）

以降につきましては、下記までご連絡ください。

操作に関するお問い合わせ
ちばぎんホットライン
0120-203-004

受付時間：平日8:45～18:00（ただし、土日・祝日・12月31日～1月3日除く）

操作以外の仕向送金の内容に関するお問い合わせ
外為サポートデスク
03-3278-1601

受付時間：平日9:00～17:00（ただし、土日・祝日・12月31日～1月3日除く）

Q1. 新画面移行によってログイン情報も変わりますか

A1. ログイン方法（ログインURLやログインID等）は変更いたしません。

Q2. 新画面移行前の過去取引は、移行後も参照可能ですか

A2. 移行後1年間は参照可能です。

Q3. 新画面移行前に作成した取引を、移行後に修正・承認することは可能ですか

A3. 差戻し・引戻し・削除のみ可能です。修正・承認はできません。

Q4. 新画面移行前に、新画面移行日以降を送金指定日とする仕向送金取引（先日付取引）を依頼することは可能ですか

A4. 可能です。依頼方法は、p.13の「ご参考③」をご参照ください。

Q5. 住所はどのように入力するのですか

A5. 国ごとに各項目の入力要否が定められており、詳細はSWIFTが公表している「ISO 20022 Structured Postal Address」にて確認が可能です。入力項目に関してご不明な点がある場合は、お受取人さまにご確認をお願いいたします。

◆ 必須項目については、現時点でSWIFTが公表している情報限りではありませんが、国名をご選択いただくと画面上に「必須」と表示されます。

◆ 受取人住所については「郵便番号」等、「必須」と表示されていない項目でも、受取人の国や送金先銀行・経由銀行等の独自の規定で必要とされることがあります。ご入力がない場合、情報不足による決済遅延や返金・手数料請求等のリスクとなる可能性がありますので、必須項目以外も可能な限り詳細な住所をご入力ください。

◆ 受取人住所と送金先銀行住所については、項目に「その他住所」を設けております。可能な限り各項目へのご入力を推奨いたしますが、入力項目の判断が難しい場合は、必須項目の「都市名（市区町村）」（国によっては「州・省（都道府県）」、「郵便番号」も必須項目）以外の住所を「その他住所」欄にまとめて入力することも可能です。

◆ 私書箱（P.O.Box）を住所として利用することは、原則不可となります。実際に居住されている住所をご入力ください。

Q6. 送金ルートに変更はありますか

- A6. 新フォーマット移行後の送金ルートは、従来の送金ルートとは異なることがあります。これにより、送金到着まで日数を要したり、経由する銀行により手数料が差し引かれたりする場合があります。

Q7. BIC（SWIFT）コードと国別銀行コードはどちらを入力すればいいですか

- A7. **BIC（SWIFT）コードをご入力ください。**新フォーマット移行後は、原則BIC（SWIFT）コードが優先されます。

◆**国別銀行コードは、BIC（SWIFT）コードを保有していない金融機関へ送金される場合にご入力ください。**

※BIC（SWIFT）コードを保有している金融機関への送金の場合でも、お受取人さまより国別銀行コードを追加で入力する指示がある場合は、ご入力いただくことも可能です。なお、両方のコードをご入力された場合、送金ルートの選定はBIC（SWIFT）コードが優先されます。どちらのコードが必要か判断に迷う場合はお受取人さまにご確認をお願いいたします。

Q8. BIC（SWIFT）コードを入力して「BICから銀行情報取得」を押下しました。エラーとなったのですが原因は何ですか

- A8. BIC（SWIFT）コードは8桁または11桁でご入力ください。なお、11桁の末尾3桁がXXXの場合は、末尾3桁のXXXを削除のうえ、8桁でご入力ください。

◆エラーが解消されない場合、BIC（SWIFT）コードが相違している可能性がございます。お受取人さまにご確認をいただき正しいコードをご入力ください。

Q9. 「IBANから銀行情報取得」にて自動反映されたBIC（SWIFT）コードと受取人から指定されたBIC（SWIFT）コードが違います。どちらが正しいですか

- A9. 送金先銀行での判断となるため、相違している場合はお受取人さまにどちらのコードをご指定されるかご確認をお願いいたします。

◆「IBANから銀行情報取得」にて自動反映されたBIC（SWIFT）コードはIBANコードの中に情報として保有されているものです。

◆お受取人さまから指定されたBIC（SWIFT）コードは外国送金を処理する部署となっていることもあります。

◆BIC（SWIFT）コードを優先する場合は、IBANコードを入力後、「IBANから銀行情報取得」は押下せずにBIC（SWIFT）コードを入力し、「BICから銀行情報取得」を押下することで銀行情報を取得してください。

Q10. テンプレート登録時に、BIC/IBAN検索機能を利用して「BIC（SWIFT）コード」や「銀行名」等を自動反映した場合、自動反映された項目の情報は更新されますか

A10. 随時更新されます。

- ◆修正/承認や送金依頼時のテンプレート読込などの後続操作を行った際に自動更新されます。
- ◆「BICから銀行情報取得」にて自動反映されていれば、BIC（SWIFT）コードに登録されている銀行名などの銀行情報に変更があった場合に更新されます。
- ◆「IBANから銀行情報取得」にて自動反映されていれば、IBANコードに登録されているBIC（SWIFT）コードや銀行名などの銀行情報に変更があった場合に更新されます。
- ◆金融機関の統廃合等により自動更新が不可となった場合は、該当項目は設定なし（空白表示）となりますので、テンプレートの修正をお願いいたします。
- ◆取引照会や申込書PDF帳票については自動更新の対象外となり、申込完了時点での内容で固定表示されます。

Q11. 送金理由はどのように電文で発信されますか

A11. 原則、ご選択（またはご入力）いただいた英語表記で発信されます。

- ◆送金理由リストの右側の枠内に表示（またはご入力）された英語表記で発信されます。
- ◆送金理由の文字数は最大30文字です。入りきらない場合は当行問い合わせ先「外為サポートデスク（p.14）」にご相談ください。

Q12. 送金理由リストは更新されますか

A12. 今後、世界情勢を鑑みて、リストを更新する可能性があります。

- ◆該当送金理由がリストから削除または変更となった場合は、テンプレート読込時等の際に空欄表示（未選択）となりますので、テンプレートの修正をお願いいたします。
- ◆変更がある場合は「トップ（外為）」画面にてお知らせする予定です。

項目

真の送金依頼人 ※

現行画面

なし



通常は利用しません。ご利用する場合は、事前にお取引店にご相談ください。
通常「入力しない」にチェックが入っています。
「入力する」にチェックをすると項目が表示されます。

真の送金依頼人 (ULTIMATE DEBTOR) ?

 入力しない 入力する

新規追加項目

名称 (NAME)	必須	<input type="text"/>
国名 (COUNTRY)	必須	<input type="text"/>
住所 (POSTAL ADDRESS)		
部門名 (DEPARTMENT)		<input type="text"/>
サブ部門名 (SUB DEPARTMENT)		<input type="text"/>
番地または通り名 (STREET NAME)		<input type="text"/>
建物番号 (BUILDING NUMBER)		<input type="text"/>
建物名 (BUILDING NAME)		<input type="text"/>
フロア (FLOOR)		<input type="text"/>
私書箱 (POST BOX)		<input type="text"/> <small>私書箱 (P.O.BOX) 等、実際に居住していない住所を真の送金依頼人住所として利用することはできません。</small>
部屋番号 (ROOM)		<input type="text"/>
郵便番号 (POST CODE)		<input type="text"/>
市区町村または都市名 (TOWN NAME)		<input type="text"/>
特定地区名 (TOWN LOCATION NAME)		<input type="text"/>
特定地域名 (DISTRICT NAME)		<input type="text"/>
都道府県または州・省 (COUNTRY SUB DIVISION)		<input type="text"/>
取引主体識別子 (LEI)		<input type="text"/>

新画面

※真の送金依頼人：代理送金など、送金依頼いただく方とは別に、実際の送金依頼人となる方を指します。

項目

受取人 – 受取人住所

現行画面

受取人名	必須	<input type="text"/>
受取人住所	必須	<input type="text"/> 上段の「受取人名」と当該項目を合わせて半角英数記号140文字以内で入力してください。
受取人国名	必須	<input type="text"/> 半角英数記号35文字以内
受取人国名 (本店所在国)		<input type="text"/> 半角英数記号35文字以内
受取人口座番号 (IBAN等)	必須	<input type="text"/> 半角英数記号34文字以内

新画面

受取人名 (NAME)	必須	<input type="text"/>
受取人国名 (COUNTRY)	必須	<input type="text"/>
受取人住所 (POSTAL ADDRESS)		<input type="text"/> 
通り名・番地 (STREET NAME)		<input type="text"/>
郵便番号 (POST CODE)		<input type="text"/> 受取人や送金先銀行の国で必要とされる場合があります。
都市名 (TOWN NAME)		<input type="text"/> 日本の住所の場合は市区町村を入力ください。
州・省 (COUNTRY SUB DIVISION)		<input type="text"/> 日本の住所の場合は都道府県を入力ください。
その他住所 (ADDRESS LINE)		<input type="text"/> 受取人住所の右の「+」を押し各項目への入力を推奨いたします。項目の判断が難しい場合は必須項目の「都市名」(国によっては「州・省」「郵便番号」も必須)以外の住所をごちらにまとめて入力することも可能です。
受取人取引主体識別子 (LEI)		<input type="text"/>
受取人本店所在国または居住国 (COUNTRY OF RESIDENCE)		<input type="text"/> お受取人の本店(本社)所在国または実際の居住国が住所の国名と異なる場合に選択してください。



「+」ボタン押下でより詳細な住所情報の入力が可能

- ◆可能な限り「+」ボタン押下し、各項目にご入力ください。
- ◆「付録1 よくあるお問い合わせ Q5 (p.15)」もご参照ください。

※従来、「受取人住所」に住所が入りきらなかった場合には「金融機関への連絡事項」に住所の続きをご入力いただいていたのですが、入力項目が細分化され最大文字数が増加しましたので、今後は「受取人住所」に全てご入力ください。

項目

最終受取人 ※

現行画面

なし

新画面



通常は利用しません。ご利用する場合は、事前にお取引店にご相談ください。
通常「入力しない」にチェックが入っています。
「入力する」にチェックをすると項目が表示されます。

最終受取人 (ULTIMATE CREDITOR) ? 入力しない 入力する ! 新規追加項目

名称 (NAME) 必須	<input type="text"/>
国名 (COUNTRY) 必須	<input type="text"/>
住所 (POSTAL ADDRESS)	
部門名 (DEPARTMENT)	<input type="text"/>
サブ部門名 (SUB DEPARTMENT)	<input type="text"/>
通り名・番地 (STREET NAME)	<input type="text"/>
建物番号 (BUILDING NUMBER)	<input type="text"/>
建物名 (BUILDING NAME)	<input type="text"/>
フロア (FLOOR)	<input type="text"/>
私書箱 (POST BOX)	<input type="text"/> 私書箱 (P.O.BOX) 等、実際に居住していない住所を最終受取人住所として利用することはできません。
部屋番号 (ROOM)	<input type="text"/>
郵便番号 (POST CODE)	<input type="text"/> 受取人や送金先銀行の国で必要とされる場合があります。
都市名 (TOWN NAME)	<input type="text"/> 日本の住所の場合、市区町村を入力ください。
特定地区名 (TOWN LOCATION NAME)	<input type="text"/>
特定地域名 (DISTRICT NAME)	<input type="text"/>
州・省 (COUNTRY SUB DIVISION)	<input type="text"/> 日本の住所の場合、都道府県を入力ください。
取引主体識別子 (LEI)	<input type="text"/>
本店所在国または居住国 (COUNTRY OF RESIDENCE)	<input type="text"/> 最終受取人の本店 (本社) 所在国または実際の居住国が住所の国名と異なる場合に選択してください。

※最終受取人：受取人欄に記載いただいた受取人の方とは別に、最終的に送金資金を受け取られる方を指します。

受取人 Q 受益者情報

受取人名	必須	<input type="text"/>
受取人住所	必須	<input type="text"/> 上段の「受取人名」と当該項目を合わせて半角英数記号140文字以内で入力してください。
受取人国名	必須	<input type="text"/> 半角英数記号35文字以内
受取人国名 (本店所在国)		<input type="text"/> 半角英数記号35文字以内
受取人口座番号 (IBAN等)	必須	<input type="text"/> 半角英数記号34文字以内

受取人口座 (CREDITOR ACCOUNT)	<input checked="" type="radio"/> IBANコード	<input type="text"/>	IBANから銀行情報取得
	<input type="radio"/> その他の口座番号	店番 <input type="text"/> 口座番号 <input type="text"/>	

IBAN採用国の場合、必ずこちらに入力ください。(スペース区切りなし英数字のみ) 口座の実在確認はできませんので、銀行情報が取得できた場合もタイプミスや桁数相違がないか十分ご確認をお願いいたします。

IBANコード以外はこちらに入力ください。「国内向電信送金」を選択された場合は「店番」が必須となります。電文上では「店番」と「口座番号」の間を「-」(ハイフン)で連結し受取人口座として発信されます。



入力場所を「受取人」欄から「送金先銀行」欄へ移動し、
入力項目についても「IBANコード」と「その他の口座番号」
に細分化 ※



IBANコードから銀行情報を検索可能な機能を追加

- ◆ 口座の実在確認はできませんので、銀行情報が自動反映できていても、IBANコードの入力相違 (タイプミスや桁数相違) をしていないか十分ご確認をお願いいたします。
- ◆ BIC (SWIFT) コードも自動反映されます。お受取人さまの指定するBIC (SWIFT) コードと相違している場合は、「付録1 よくあるお問い合わせ Q9 (p.16) 」もご参照ください。

※IBANコード：IBAN採用国へ送金される場合、受取人口座番号としてIBANコードをご入力ください。
ご入力がない場合、手数料を差し引かれて資金返却されるリスクがありますのでご注意ください。

※その他の口座番号：IBANコード以外は「その他の口座番号」にご入力ください。

※店番：送金種類で「国内向電信送金」をご選択された場合のみ必須項目となります。電文発信時は、「店番」と「口座番号」の間を「-」(ハイフン)で連結したものが口座番号として発信されます。

BIC (SWIFT) コード (BICFI)

送金先銀行

BIC (SWIFT) コード 半角英数8文字または11文字

BIC (SWIFT) コード (BICFI)
BIC (SWIFT) コードを保有している金融機関の場合は「BIC/IBANから銀行情報取得」をご利用ください。「銀行情報を入力して検索する」からの入力は返金等のリスクがあるため推奨しておりません。

❗ BICコードから銀行情報を検索可能な機能を追加

- ◆ BIC (SWIFT) コードを保有している金融機関へ送金される場合、**原則、BIC (SWIFT) コードのご入力が必要**となります。銀行名等の銀行情報のご入力はこちらの機能をご利用ください。
- ◆ お受取人さまから指定されたBIC (SWIFT) コードは外国送金を処理する部署となっていることもありますので、お受取人口座の支店情報と一致しないことがあります。
- ◆ BIC (SWIFT) コードがご不明の場合は、お受取人さまにご確認をお願いいたします。
- ◆ 「付録1 よくあるお問い合わせ Q8 (p.16) 」もご参照ください。

検索

検索方法 必須 BICコードから検索 銀行名・都市名から検索

BIC (SWIFT) コード 必須 半角英数11文字以内/前方一致
BIC (SWIFT) コードを保有している金融機関の場合は「BIC/IBANから銀行情報取得」をご利用ください。「銀行情報を入力して検索する」からの入力は返金等のリスクがあるため推奨しておりません。

照会結果

BIC (SWIFT) コード	銀行名	国名	通り名・番地
	支店名	都市名	
80153PJT001	ABC BANK	US アメリカ合衆国	ORANGE STREET, 9999999999
	GHI BRANCH	NEW YORK	
08143PJT001	DEF BANK	JP 日本	3-9-7
	JKL BRANCH	TOKYO	

❗ 別画面で銀行名・都市名からBICコードを検索可能

「銀行情報を入力して検索する」でBIC (SWIFT) コードをご選択された場合、正確な送金ルートを選定できず**着金の遅延や手数料を差し引かれて返金される等のリスクがありますのでご利用は推奨しておりません。**

項目	国別銀行コード ※
現行画面	なし

送金先銀行 (CREDITOR AGENT) +

~~~~~ (一部省略) ~~~~~

|                                       |                                                                     |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 国別銀行コード                               | アメリカ向けUSドル建て送金などの現地通貨建て送金で、BIC (SWIFT) コードを保有していない金融機関の場合に必ず入力ください。 |
| 決済機関 (CLEARING SYSTEM IDENTIFICATION) | <input type="text"/>                                                |
| 銀行コード (MEMBER IDENTIFICATION)         | <input type="text"/>                                                |

~~~~~ (一部省略) ~~~~~

直接入力する

新画面



新規追加項目

- ① 決済機関 (クリアリング・コード) をリストからご選択ください。
- ② 銀行コードをご入力ください。
- ③ 「直接入力する」を押下し、銀行名や銀行住所を正確にご入力ください。

◆ **現地通貨建送金 (例：アメリカ向けUSドル送金) で、BIC (SWIFT) コードを保有していない金融機関への送金の場合は必ずご入力ください。**

◆ IBAN採用国の場合、IBANコード内に決済システムコードが含まれていますので、本コードは入力不要です。BIC (SWIFT) コードのみご入力ください。

◆ 「直接入力する」にて送金先銀行をご入力される場合、BIC (SWIFT) コードは入力不可となります。BIC (SWIFT) コードがある場合はp.21またはp.22の銀行情報取得機能をご利用ください。

◆ 「付録1 よくあるお問い合わせ Q7 (p.16) 」もご参照ください。

※国別銀行コード：アメリカのABAナンバーや、中国のCNAPSコード等の、各国が個別に保有する銀行番号を指します。

※従来、「送金先銀行」の住所項目や「金融機関への連絡事項」にご入力いただいておりますが、今後はご入力が必要な場合は「国別銀行コード」への入力に変更となります。入力の有無はお受取人さまにご確認をお願いいたします。

経由銀行

送金先銀行

~~~~~ (一部省略) ~~~~~

経由銀行

半角英数記号140文字以内



入力項目が細分化

通常「入力しない」にチェックが入っています。  
「入力する」にチェックをすると項目が表示されます。

- ◆ 経由銀行のご指定がない場合は入力不要です。
- ◆ 経由銀行は、BIC (SWIFT) コードを保有している金融機関のみご指定可能です。

経由銀行 (INTERMEDIARY AGENT)

入力しない  入力する

BIC (SWIFT) コード  
(BICFI)

必須

BICから銀行情報取得

銀行情報を入力して検索する

銀行名 (NAME)

必須

国名 (COUNTRY)

必須



BICコードから銀行情報を検索可能な機能を追加

こちらの機能をご利用ください。

- ◆ p.22と同様の機能ですので、ご利用方法についてはそちらをご参照ください。

都市名 (TOWN NAME)

特定地区名  
(TOWN LOCATION NAME)

特定地域名 (DISTRICT NAME)

州・省  
(COUNTRY SUB DIVISION)



別画面で銀行名・都市名からBICコードを検索可能

こちらの機能のご利用は推奨しておりません。

送金理由

必須

輸入・仲介貿易の場合には、具体的商品名を登録してください。

## 送金目的・許可等 (REGULATORY REPORTING (DEBT))

送金目的 (ITEM/PURPOSE)

必須

カテゴリー

送金理由 (DETAILS)

必須

送金理由

直接入力する

「直接入力する」欄には入力しないでください。上部の「カテゴリー」と「送金理由」のリスト内からご選択ください。



「直接入力する」欄へのご入力は不可とさせていただきます。  
チェックボックスは空欄のまま、「カテゴリー」と「送金理由」の  
リスト内からご選択ください。



## リストからカテゴリー・送金理由を選択可能

- ① 送金目的のリストから「輸入」「資本」「仲介貿易」「その他貿易外」のいずれかをご選択ください。
- ② 送金理由のカテゴリーリストから該当のカテゴリーをご選択ください。
- ③ 送金理由の送金理由リストから該当の送金理由をご選択ください。

## ◆ 極力、送金理由リストからご選択ください。

該当がない場合は、以下をご選択いただくことで自由入力も可能です。

・送金目的が「輸入」:

カテゴリー「その他の貿易取引（除く仲介貿易）」 送金理由「その他」

・送金目的が「資本」:

カテゴリー「資本取引」 送金理由「その他」

・送金目的が「仲介貿易」:

カテゴリー「その他の仲介貿易取引」 送金理由「その他」

・送金目的が「その他貿易外」:

カテゴリー「その他の貿易外取引」 送金理由「その他」

## ◆ 送金理由リストで「その他」をご選択された場合は、右側の枠内に詳細な送金理由をご入力ください。TRADEやIMPORTのみのご入力は不可となります。具体的な商品内容やサービスを英語表記でご入力ください。

## ◆ 送金理由リストで「○○（商品名記載要）」をご選択された場合は、右側の枠内に表示された送金理由の (XXXXX) 内を英語表記で具体的な商品内容に修正してください。

(例) 靴の加工代金の場合、 PROCESSING FEE (XXXXX) と表示されるため PROCESSING FEE (SHOES) に修正してください。

## ◆ 「付録1 よくあるお問い合わせ Q11およびQ12 (p.17)」もご参照ください。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目   | 送金目的・許可等 – 送金理由コード※、 国際収支項目番号※                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 現行画面 | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新画面  | <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px;"> <p><b>!</b> 新規追加項目</p> <p>当行では、原則、送金理由のご入力には英語表記（p.25）としておりますので、通常は入力不要です。</p> <p>◆お受取人さまの指示で送金理由をISOコードで指定する必要がある場合は、当行お問い合わせ先「外為サポートデスク（p.14）」へ事前にご相談ください。</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>送金理由コード (PURPOSE CODE) <input type="text"/></p> <p>国際収支項目番号 (IMF CODE) <input type="text"/></p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>!</b> 新規追加項目</p> <p>国際収支項目番号は、入力不要です。</p> <p>今後、送金ルールの改定があった場合は別途お知らせいたします。</p> </div> |

※送金理由コード：送金目的を表す4文字のコードです。送金の際、金融機関間で連携され、一意の送金目的を共通で認識するために使われます。

※国際収支項目番号：日銀が定めている、国際取引における資金の用途を識別・分類するための3桁の番号です。

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                      |                                                    |                                 |                              |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 項目                                   | 現地当局宛て報告事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                      |                                                    |                                 |                              |
| 現行画面                                 | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                      |                                                    |                                 |                              |
| 新画面                                  | <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px;"> <p><b>!</b> 新規追加項目</p> <p>従来、現地当局宛の報告事項は「受取人へのメッセージ」や「金融機関への連絡事項」の欄にご入力いただいておりましたが、新フォーマットでは専用の入力項目が追加されました。</p> <p>各国ごとの入力方法は次ページ以降に掲載しておりますのでそちらをご確認をお願いいたします。</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>現地当局宛て報告事項 (REGULATORY REPORTING (CRED)) <span style="float: right;">-</span></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">送金目的コード<br/>(PURPOSE OF PAYMENT CODE)</td> <td style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">受取人や送金先銀行の国で必要とされる場合があります。現地当局等が定める送金目的コードを入力ください。</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">その他の報告事項<br/>(OTHER INFORMATION)</td> <td style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">その他、必要とされる報告事項等がある場合に入力ください。</td> </tr> </table> </div> | 送金目的コード<br>(PURPOSE OF PAYMENT CODE) | 受取人や送金先銀行の国で必要とされる場合があります。現地当局等が定める送金目的コードを入力ください。 | その他の報告事項<br>(OTHER INFORMATION) | その他、必要とされる報告事項等がある場合に入力ください。 |
| 送金目的コード<br>(PURPOSE OF PAYMENT CODE) | 受取人や送金先銀行の国で必要とされる場合があります。現地当局等が定める送金目的コードを入力ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                      |                                                    |                                 |                              |
| その他の報告事項<br>(OTHER INFORMATION)      | その他、必要とされる報告事項等がある場合に入力ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                      |                                                    |                                 |                              |

- 各国中央銀行の定めた送金先銀行への通知が必要な情報（送金目的コード等）は、ご入力いただく項目や文言が現行フォーマットから変更となるものがあります。
- 2025年2月現在の情報です。新フォーマット移行前の金融機関も存在するため、今後、対象国や入力項目の追加や変更・削除がある可能性もございます。最新情報はWeb-EB外為サービスの「トップ（外為）」画面でのご案内を予定しております。

## Bahrain バーレーン

- ◆送金目的に応じた現地の「送金目的コード」を、送金先銀行宛に通知が必要です。
- ご入力例の BENEFRES/BH//XXX/ の中でXXXの部分が送金目的コードです。

| ご入力項目                       | ご入力例              |
|-----------------------------|-------------------|
| 「現地当局宛て報告事項」の<br>「その他の報告事項」 | BENEFRES/BH//XXX/ |



お受取人さまへご確認いただいた送金目的コード  
(アルファベット3桁) をご入力ください。

## China 中国

### ◆現地の取引規制について

- 受取人外貨口座（USD、EUR、JPY等）は使用目的によって「貿易代金」「貿易外代金」「資本取引」の3種類に分類されており、「送金目的」に則した「受取人口座番号」をご入力いただく必要があります。「送金目的」に則していない場合、入金遅延や資金返却（それに伴う手数料発生）の可能性があります。お申込み前に入金可能な口座番号が十分にご確認をお願いいたします。
- 「貿易代金」「貿易外代金」「資本取引」は合算せず別々に送金してください。合算で送金した場合、入金遅延や資金返却（それに伴う手数料発生）の可能性があります。
- 住所には「都市名」と「省名」のご入力必須です。なお、直轄市である北京市、上海市、天津市・重慶市は「省名」の入力項目にも「都市名」をご入力ください。

### ◆中国元（CNY）建送金について

- お申込みは「送金人」「受取人」どちらも法人のお客さまに限ります。
- 住所には「都市名」と「省名」のご入力必須です。なお、直轄市である北京市、上海市、天津市・重慶市は「省名」の入力項目にも「都市名」をご入力ください。
- 現地の金融機関によっては、「受取人へのメッセージ」にINVOICE No.等のご入力が必要な場合もあります。
- その他、Web-EB外為サービスの「トップ（外為）」画面に掲載中の「中国元建外国送金を行うお客さまへ」のご確認をお願いいたします。（※初回お取引時のみ「中国元建外国送金に係る念書」のご提出が必要です。）

## Cyprus キプロス

- ◆CONTRACT NO.とCONTRACT DATE（あるいはINVOICE NO.とDATE）を、送金先銀行宛に通知が必要です。

| ご入力項目                        | ご入力例                                                                 |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 「受取人へのメッセージ」の<br>「その他のメッセージ」 | CONTRACT NO.<br>CONTRACT DATE<br>あるいは<br>INVOICE NO.<br>INVOICE DATE |

## India インド

- ◆現地の取引規制について

- 送金通貨に関わらず具体的な送金理由（具体的な取引・商品内容）を、送金先銀行宛に通知が必要です。
- 資本金等の投資に係る送金は当局の許認可等が必要になる場合があるため、事前にお受取人さまへご確認をお願いいたします。

- ◆インドルピー（INR）建送金について

- 提携銀行（当行が外貨交換業務を委託している銀行）を介した外国送金になります。
- お申込みは法人のお客さまに限ります。
- 「国別銀行コード」の項目にインド国内銀行コード（INFSC）が必要となる可能性がございますので、送金のご予定がある場合は、当行お問い合わせ先「外為サポートデスク（p.14）」へ事前にご相談ください。
- その他、Web-EB外為サービスの「トップ（外為）」画面に掲載中の「提携銀行を介した外国送金を行うお客さまへ」のご確認をお願いいたします。（※初回お取引時のみ「提携銀行を介した外国送金に係る念書」のご提出が必要です。）

## Indonesia インドネシア

◆貿易代金の送金の場合、送金目的コード（1011）と併せて、「INVOICE番号」と「INVOICE金額」を送金先銀行宛に通知が必要です。

※金額は、通貨の入力なし・カンマの入力なし・小数点以下入力ありとなっておりますので、ご入力いただく際はお気を付けください。

例えば、INVOICE番号が123、INVOICE金額がUSD12,345.00の場合は、以下のご入力例に記載した文言になります。

| ご入力項目                        | ご入力例                |
|------------------------------|---------------------|
| 「受取人へのメッセージ」の<br>「その他のメッセージ」 | 1011//123(12345.00) |

<INVOICEが複数ある場合の記入方法>

1011//INVOICE番号(INVOICE金額)INVOICE番号(INVOICE金額)  
といったように、続けてご入力いただきます。半角スペースや改行の入力は不可となります。

例えばINVOICEが以下①②の2件の場合は、以下のご入力例に記載した文言になります。

- ①INVOICE番号が123、INVOICE金額がUSD12,345.00
- ②INVOICE番号が456、INVOICE金額がUSD45,678.90

| ご入力項目                        | ご入力例                             |
|------------------------------|----------------------------------|
| 「受取人へのメッセージ」の<br>「その他のメッセージ」 | 1011//123(12345.00)456(45678.90) |

◆インドネシアルピア（IDR）建送金について

- ・提携銀行（当行が外貨交換業務を委託している銀行）を介した外国送金になります。
- ・お申込みは法人のお客さまに限ります。
- ・その他、Web-EB外為サービスの「トップ（外為）」画面に掲載中の「提携銀行を介した外国送金を行うお客さまへ」のご確認をお願いいたします。（※初回お取引時のみ「提携銀行を介した外国送金に係る念書」のご提出が必要です。）



## Jordan ヨルダン

◆送金目的に応じた現地の「送金目的コード」と送金理由の英語表記を、送金先銀行宛に通知が必要です。

- 先頭のXXXXの部分には送金目的コードが入ります。
- 文末のXXXXXXXXには送金理由が入ります。「送金理由」でご選択（またはご入力）されたものと同じ英語表記をご入力ください。

| ご入力項目                       | ご入力例                      |
|-----------------------------|---------------------------|
| 「現地当局宛て報告事項」の<br>「その他の報告事項」 | XXXX PURPOSE FOR XXXXXXXX |

⚠ お受取人さまにご確認いただいた送金目的コード（数字4桁）をご入力ください。

⚠ XXXXXXXXには、送金理由と同じ英語表記をご入力ください。

送金目的・許可等 (REGULATORY REPORTING (DEBT))

## Korea, South 大韓民国

◆韓国ウォン（KRW）建送金について

- 提携銀行（当行が外貨交換業務を委託している銀行）を介した外国送金になります。
- お申込みは法人のお客さまに限ります。
- 提携銀行の現地支店において「実需確認」の義務があり、お受取人さまへ実需を確認した後、受取人口座への入金の実施されます。そのため、お受取人さまの電話番号を必ず「金融機関への連絡事項」にご入力ください。
- その他、Web-EB外為サービスの「トップ（外為）」画面に掲載中の「提携銀行を介した外国送金を行うお客さまへ」のご確認をお願いいたします。（※初回お取引時のみ「提携銀行を介した外国送金に係る念書」のご提出が必要です。）

## Mexico メキシコ

### ◆受取人口座番号について

- 受取人口座番号として「CLABE Account Number」（18桁）が必要です。「受取人口座」の「その他の口座番号」へご入力ください。

### ◆メキシコペソ（MXN）建送金について

- 提携銀行（当行が外貨交換業務を委託している銀行）を介した外国送金になります。
- お申込みは法人のお客さまに限ります。
- 受取人口座番号として「CLABE Account Number」（18桁）が必要です。
- 海外銀行手数料負担区分は「送金人負担」のみとなります。
- その他、Web-EB外為サービスの「トップ（外為）」画面に掲載中の「提携銀行を介した外国送金を行うお客さまへ」のご確認をお願いいたします。（※初回お取引時のみ「提携銀行を介した外国送金に係る念書」のご提出が必要です。）

## Mongolia モンゴル

### ◆送金通貨に関わらず具体的な送金理由を、送金先銀行宛に通知が必要です。

- 商品代金の場合「商品名」
- サービス代金の場合「サービスの種類」  
※経費（EXPENSES）等は不可となります。人件費や給与などの詳細が必要です。
- 貸付金および貸付金返済の場合、以下いずれかの情報  
「支払日（disbursement date）」「最終支払期日(the final maturity date)」「貸付期間(loan tenor)」
- 資本金等の投資に係る送金は当局の許認可等が必要になる場合があるため、事前にお受取人さまへ許認可の取得状況などについてご確認をお願いいたします。

## Thailand タイ

◆送金内容によっては現地規制上の制約があります。

ご送金される前に、現地等で事前のお手続きが必要な取引かどうかをお受取人さまに十分ご確認をお願いいたします。

以下の送金目的の場合は特にご注意ください。現地等で事前のお手続きがされていない場合、入金遅延や資金返却（それに伴う手数料発生）の可能性があります。

- 送金目的が資本金（払込、増資等）・貸付金・不動産取得の場合
- 送金目的が証券やその他金融商品への投資の場合

## U.A.E アラブ首長国連邦

◆送金目的に応じた現地の「送金目的コード」を、送金先銀行宛に通知が必要です。

- ご入力例の BENEFRES/AE//**XXX** の中でXXXの部分が送金目的コードです。

| ご入力項目                       | ご入力例                     |
|-----------------------------|--------------------------|
| 「現地当局宛て報告事項」の<br>「その他の報告事項」 | BENEFRES/AE// <b>XXX</b> |



お受取人さまへご確認いただいた送金目的コード  
（アルファベット3桁）をご入力ください。

## Vietnam ベトナム

◆送金通貨に関わらず具体的な送金理由（具体的な取引・商品内容）を、送金先銀行宛に通知が必要です。

例えば、貸付金や資本金については以下のように具体的なご入力が必要です。

- 短期貸付金 SHORT-TERM LOAN
- 長期貸付金 LONG-TERM LOAN
- 出資金/資本拠出金 CAPITAL CONTRIBUTION

# ISO20022に対応した日本の住所項目について

- 当行における日本の住所項目の細分化の考え方については、「政令指定都市」「政令指定都市以外の市」「町村」「東京都23区」を例とした、以下の表のとおりとなります。
- 日本の住所項目の中で、「郵便番号」については任意項目となりますので、現時点でWeb-EB外為サービスにご登録済みの英文住所情報に郵便番号がある場合は「送金人情報」(p.8)にも登録をしています。ご登録がない場合は空欄ですが、必須ではありませんので追加のご希望がある場合は、お取引店にて英文住所変更のお手続きをお願いいたします。

## ■ 日本の住所の参考例 ※参考例の住所で該当がない項目については、割愛しています。

|                              | 政令指定都市<br>(千葉市など)                                                                  | 政令指定都市<br>以外の市                                                          | 町村                                                               | 東京都23区                                                                                                           |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般的な住所の表記                    | 1-2<br>CHIBAMINATO,<br>CHUO-KU,<br>CHIBA CITY,<br>CHIBA PREF,<br>260-0026<br>JAPAN | 3-3-4 HONCHO,<br>FUNABASHI<br>CITY,<br>CHIBA PREF,<br>273-0005<br>JAPAN | 2703 TAKO,<br>TAKO-MACHI,<br>KATORI-GUN,<br>CHIBA PREF,<br>JAPAN | MUROMACHI<br>CHIBAGIN<br>MITSUI BUILDING<br>13F,<br>1-5-5<br>NIHONBASHI<br>MUROMACHI,<br>CHUO-KU,TOKYO,<br>JAPAN |
| ↓住所を分けると、以下のようになります↓         |                                                                                    |                                                                         |                                                                  |                                                                                                                  |
| Street Name<br>番地または通り名      | 1-2<br>CHIBAMINATO,<br>CHUO-KU                                                     | 3-3-4<br>HONCHO                                                         | 2703 TAKO                                                        | 1-5-5<br>NIHONBASHI<br>MUROMACHI                                                                                 |
| Building Name<br>建物名         |                                                                                    |                                                                         |                                                                  | MUROMACHI<br>CHIBAGIN<br>MITSUI<br>BUILDING                                                                      |
| Floor<br>フロア                 |                                                                                    |                                                                         |                                                                  | 13F                                                                                                              |
| Post Code<br>郵便番号            | 260-0026                                                                           | 273-0005                                                                |                                                                  |                                                                                                                  |
| Town Name<br>市区町村            | CHIBA                                                                              | FUNABASHI                                                               | TAKO-MACHI,<br>KATORI-GUN                                        | CHUO                                                                                                             |
| Country Sub Division<br>都道府県 | CHIBA                                                                              | CHIBA                                                                   | CHIBA                                                            | TOKYO                                                                                                            |
| Country<br>国名 (国コード)         | JP                                                                                 | JP                                                                      | JP                                                               | JP                                                                                                               |

※市 (CITY) や区 (KU) の表記について、「市区町村」または「都道府県」に該当する項目に入る場合は省略しています。千葉市は政令指定都市ですので、千葉市が「市区町村」に該当します。千葉市中央区の中央区 (CHUO-KU) は「番地または通り名」の項目に該当しますので、省略不可となり必ず区 (KU) の表記が必要です。

※郡に属している町村は、上表のように郡を含めた入力となります。